

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

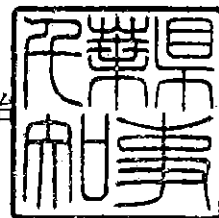
住所 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2966番地35

氏名 株式会社 セオス  
代表取締役 遠藤 恭三



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成25年1月8日

許可の有効年月日 平成31年12月7日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含む）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ ゴムくず、シ 金属くず（自動車等破砕物を含む）、ス ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含む）、セ 鉱さい、ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、タ ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成9年12月8日	新規許可
平成19年12月27日	更新許可
平成24年7月18日	変更届（住所変更）
平成25年1月8日	更新許可（優良認定）・変更許可（8品目の追加）
平成30年4月11日	変更届（代表者変更、役員変更）

## 4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

## 5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 存・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。